

和歌山県立医科大学保健看護学部学生支援奨学金給付事務取扱要領

制 定 平成29年8月 7日

(趣旨)

第1条 この要領は、和歌山県立医科大学（以下「本学」という。）を卒業後、看護師として就業する意思のある学生に対し、和歌山県立医科大学保健看護学部学生支援奨学金（以下「奨学金」という。）を給付することについて必要な事項を定めるものとする。

(給付対象者)

第2条 給付対象者は次の各号の全てに該当する者とする。

- (1) 保健看護学部の学生であること。ただし、前年度と同一学年である者は除く。
- (2) 本学就学前に児童養護施設等に入所していた者であり、経済的理由により学業に専念できない状況にあると認められる者であること。
- (3) 品行方正で学業成績が優秀な者又は学業成績の向上が見込まれる者であること。

(給付金の額等)

第3条 給付金額は、月額50,000円とする。

2 給付は、毎年度4月から翌年3月までの12か月分とする。

3 給付方法は、給付の決定を受けた者の指定する銀行口座に、4月分から9月分までは5月までに、10月分から翌年3月分までは、10月までに振り込むものとする。

4 給付期間は、給付対象者が前条に該当する限り、本学を卒業するまでの間とする。

5 奨学金は、他の奨学金との併用を認めるものとする。

(募集)

第4条 奨学金の募集は、毎年度4月に行うものとする。

(奨学金の申請)

第5条 奨学金の給付を受けようとする者（以下「給付申請者」という。）は、次の申請書類を理事長に提出しなければならない。

- (1) 奨学金申請書 (様式1)
- (2) 奨学金申請理由書 (様式2)
- (3) 身上調書 (様式3)

(選考及び給付の決定)

第6条 理事長は、前条の規定による申請書類の提出があったときは、保健看護学部教務学生委員会において審査の上、給付の適否について決定する。

2 理事長は、前項の規定により給付の適否を決定したときは、奨学金給付決定通知書（様式4）により給付申請者に通知する。

(給付の中止)

第7条 理事長は、奨学金の給付を受けている者（以下「奨学生」という。）が給付期間において、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、給付を中止するものとする。

- (1) 退学（死亡、心身の故障による退学に限る。）したとき。
- (2) 給付を辞退したとき。
- (3) その他、理事長が中止を必要と認めたとき。

- 2 理事長は、奨学生が本学を休学しているときは、休学した日の属する月の翌月から復学した日の属する月まで奨学金の給付を中止する。この場合において、これらの月の分として既に給付された奨学金があるときは、その奨学金は、当該奨学生が復学した日の属する月の翌月以降の月の分に充てることができる。
- 3 理事長は、前2項の規定に基づき給付を中止するときは、奨学金給付中止通知書（様式5）により当該給付を中止する奨学生に通知するものとする。
- 4 理事長は、奨学生が本学に復学したときは、奨学金の給付を再開し、奨学金給付再開通知書（様式6）により奨学生に通知するものとする。

（給付の決定の取消し）

第8条 理事長は、奨学生が、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、給付の決定を取り消すものとする。

- (1) 卒業後2年以内に看護師免許を取得できなかったとき。
- (2) 看護師免許を取得しないことが判明したとき。
- (3) 退学（死亡、心身の故障による退学を除く。）したとき。
- (4) 2回進級できなかったとき。
- (5) 品行又は学業が著しく不良となったと認められるとき。
- (6) その他理事長が返還を必要と認めたとき。

2 理事長は、前項の規定に基づき給付の決定を取り消したときは、奨学金給付取消通知書（様式7）により奨学生に通知するものとする。

（奨学金の返還）

第9条 奨学生が、前条の規定により給付の決定を取り消されたときは、その日から1年以内に奨学金の全額を返還しなければならない。

（返還期限の延長）

第10条 理事長は、特に必要があると認めるときは、前条に規定する奨学金の返還期限を延長することができる。

2 前項の規定により奨学金の返還期限の延長を求めようとする者は、奨学金返還期限延長申請書（様式8）を理事長に提出しなければならない。

（延滞利息）

第11条 奨学生が、奨学金を返還すべき日までに返還しなかったときは、当該返還すべき日の翌日から返還した日までの日数に応じ、返還すべき金額に年14.6%の割合で計算した延滞利息を支払わなければならない。ただし、やむを得ない理由があると理事長が認めたときはこの限りではない。

（奨学金の返還の猶予）

第12条 奨学生が、次の各号のいずれかに該当するときは、その事由が継続する間は奨学金の返還を猶予する。

- (1) 災害、疾病その他やむを得ない事由があると認められるとき。
- (2) 育児休業の間
- (3) その他理事長が返還の猶予を必要と認めたとき。

2 前項の規定により返還の猶予を受けようとする者（以下「返還猶予申請者」という。）は、奨学金返還猶予申請書（様式9）に前項各号に該当する事実を証する書面を添えて

理事長に提出しなければならない。

- 3 理事長は、前項の奨学金返還猶予申請書の提出があったときは、これを審査し、書面によりその諾否を返還猶予申請者に通知するものとする。

(給付の終了)

第15条 奨学金は、寄付金を財源とすることから、財源がなくなり次第、第3条第4項の規定にかかわらず給付を終了する。

附 則

- 1 この要領は、平成29年8月7日から施行する。
- 2 平成29年度の奨学金については、第3条及び第4条の規定にかかわらず、9月に募集を行い、9月分から翌年3月分までを10月に振り込むものとする。

様式1 (第5条関係)

和歌山県立医科大学保健看護学部学生支援奨学金申請書

年 月 日

公立大学法人和歌山県立医科大学
理 事 長 ○○○○○ 様

申請者 (本人) 氏名 印

和歌山県立医科大学保健看護学部学生支援奨学金の給付を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

申 請 者	フリガナ		生年月日	年 月 日生	
	氏 名	印			
	現 住 所	〒 携帯電話 電話 ()			
	帰省先住所	〒 電話 ()			
	就学前に入所していた施設等	(施設等名称)			
保 護 者 等	フリガナ		生年月日	年 月 日生	
	氏 名	印			
	現 住 所	〒 電話 ()		申請者との関係	

給付希望期間	年 月 から 年 月 まで
給付希望金額	月額 50,000 円
振込口座番号	銀行 支店 預金種目 口座番号

身 上 調 書

年 月 日現在

申請者(本人)氏名

印

家 族 の 状 況					
*主に家計を担っている者の続柄に○印を付けること					
続柄	(フリガナ) 氏 名	生 年 月 日	現 住 所	職業・勤務先・ 学校名・学年等	
		. .			
		. .			
		. .			
		. .			
		. .			
		. .			
家 庭 の 収 入		年収・年金・扶助料・その他の収入等の合計			千円
家族住居の区分		持ち家 ・ 借 家 ・ その他 ()			
生活費に関する状況					
1 ヶ 月 の 収 支 状 況	現在の収入		支出(必要経費)の内訳		
	家庭から	円	食 費	円	
	アルバイト	円	住居費	円	
	(職種)		交通費	円	
	その他収入	円	書籍等	円	
	(内容)		学用品等	円	
	奨学金等	円	その他	円	
	(団体名)				
(給付・貸与の別)		小計	円		
		授業料(月額)	円		
		小計	円		
	計	円	計	円	
家族及び生活の状況、その他の特記事項					

様式第4（第6条関係）

（その1）

和歌山県立医科大学保健看護学部学生支援奨学金給付決定通知書（給付をする場合）

年 月 日

決定番号 第 号

住 所

氏 名 様

公立大学法人和歌山県立医科大学 理 事 長 ○○○○○

印

年 月 日付で申請のあった和歌山県立医科大学保健看護学部学生支援奨学金については、下記のとおり給付することに決定しましたので通知します。

記

1 給付総額 円

2 給付月額 金 50,000 円

3 給付期間 年 月 日から 年 月 日まで

様式第4（第6条関係）
（その2）

和歌山県立医科大学保健看護学部学生支援奨学金給付決定通知書（給付をしない場合）

年 月 日

住 所

氏 名 様

公立大学法人和歌山県立医科大学 理 事 長 ○○○○○

印

年 月 日付けで申請のあった和歌山県立医科大学保健看護学部学生支援奨学金については、下記の理由により給付しないことに決定しましたので通知します。

記

和歌山県立医科大学保健看護学部学生支援奨学金給付中止通知書

第 号

年 月 日

決定番号 第 号

住 所

氏 名 様

公立大学法人和歌山県立医科大学 理 事 長 ○○○○○

印

あなたは、 年 月 日から和歌山県立医科大学保健看護学部学生支援奨学金の給付を受けていますが、次の事由は、和歌山県立医科大学保健看護学部学生支援奨学金給付事務取扱要領第7条第1項第 号に該当しますので、 年 月分から給付を中止します。

取
消
し
の
事
由

和歌山県立医科大学保健看護学部学生支援奨学金給付再開通知書

第 号

年 月 日

決定番号 第 号

住 所

氏 名 様

公立大学法人和歌山県立医科大学 理 事 長 ○○○○○

印

年 月 日付け第 号で給付を中止した和歌山県立医科大学保健看護学部学生支援奨学金については、下記のとおり再開したので通知します。

記

- 1 給付月額 金 50,000 円
- 2 給付期間 年 月分から 年 月分まで
- 3 既給付月額 金 50,000 円
- 4 既給付期間 年 月分から 年 月分まで
- 5 再開理由

様式第7（第8条関係）

和歌山県立医科大学保健看護学部学生支援奨学金給付取消通知書

第 号

年 月 日

決定番号 第 号

住 所

氏 名 様

公立大学法人和歌山県立医科大学 理 事 長 ○○○○○

印

あなたは、 年 月 日から和歌山県立医科大学保健看護学部学生支援奨学金の給付を受けていますが、次の事由は、和歌山県立医科大学保健看護学部学生支援奨学金給付事務取扱要領第8条第1項第 号に該当しますので、給付を取り消します。

取
消
し
の
事
由

